

「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」のヒアリング項目に対する意見

平成 24 年 4 月 10 日
消費者庁

I 消費者庁のこれまでの取組、検討会ヒアリングにおける指摘を踏まえ、消費者庁としての課題は何か。

ヒアリングでは、司令塔機能・法執行・政策の企画立案が不十分との指摘を受けた。

1. 消費者目線の確立

- ・ 「現場」とのつながりを強化し、「消費者目線」を育てていくことが重要
- ・ 「消費者目線」を持ち専門知識に裏付けられた生え抜き（プロパー）職員が中枢を担っていくことが必要

現場とのつながりは、地方消費者グループ・フォーラム、消費者団体との定期懇談会、消費者団体等との意見・情報交換システムなどで努力。しかし、相談の現場である消費生活センターと、日常的に結びつく体制になっていない。プロパー職員も存在しない。新規採用枠（平成 25 年度は 1 名）だけではプロパー職員を中核とした体制の目処は立たない。

2. 司令塔機能の発揮

- ・ 各省庁に「早急な対応」や「制度改正」を働きかけることが重要
- ・ このためには、以下の権限・機能を持つ必要
 - ① 現行制度による措置の実施を要求する権限
 - ② 専門的知見を集め政策提言する審議会機能
 - ③ 「各省庁に今後の取組みを明確にさせ、これを促す」監視機能
 - ④ 上記①、②、③を「現場」と結びつけて行う機能

消費者庁は①を持ち、これを拠りどころに他省庁に働きかけてきた。充分とは言えないが、一定の効果。

しかし、②は消費者委員会、③は消費者政策会議¹（庶務 消費者庁）が持ち、同会議は消費者委員会の意見を聴くこととなっている。④は国民生活センター

¹ 消費者基本法に基づき、消費者基本計画の案を作成するほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議。また、消費者政策の実施を推進するとともに、その状況を検証し、評価し、監視。内閣総理大臣が会長を務め、全閣僚及び公正取引委員会委員長が委員。

が中心。司令塔機能の十分な発揮には、消費者庁、国民生活センター、消費者委員会それぞれの権限・機能の有機的な結合が必要。

内閣府特命担当大臣（事務局 内閣府消費者基本政策室）に総合調整の権限があり、この事務局との連携も重要。

3. 法執行体制の整備等

- ・ 「安愚楽牧場」の問題を踏まえ、消費者庁の所管法律全般にわたった執行体制の整備に取り組む
- ・ 「茶のしずく石鹼」問題を踏まえ整備した「入手情報点検チーム」の調査・分析能力を向上させる
- ・ 財産分野での「すき間」事案に関し、新たな法執行体制の整備
- ・ 「消費者安全調査委員会」の設置と強化

国境を越えた消費者トラブルの増加にも適切に対処しつつ、上記の取組により、迅速な処理と情報提供をすすめ、消費者の信頼を向上させる。

上記の取組を真に意義あるものにするには、1.で述べた、現場と結びついて行う体制と、それを中核で担う生え抜き（プロパー）職員が必要。

II 上記の課題を踏まえ、消費者行政全体の機能強化のため、消費者庁としてどのように対応していくか。

国民生活センターとの間での「タスクフォース」では、消費者行政全体の強化の視点から、国民生活センターの各機能については消費者庁への移管・一元化を目指すという考え方をまとめた。その後、試行を実施。

1. タスクフォースの考え方

- 1) 消費者目線を確立した「新消費者庁」をつくる
- 2) より迅速な情報提供・注意喚起
- 3) 政策対応、執行の強化
- 4) 一元化を生かした消費者行政の強化

【 以上は資料参照 】

※ 支援相談、あっせん、研修、商品テスト等は、施設等機関となった国民生活センターが、これまでと同様に一体的に行う。

※ 「手口公表」は（施）国民生活センター内の決裁で機動的に行う。

※ ADR は消費者庁に第三者組織を設けて実施。事務局は（施）国民生活センターが担う。法執行部門との間でファイアウォールを設ける。

2. 試行

1) 情報の活用

- ・ 国民生活センターと毎週 1 回、財産事案について端緒情報や双方の対応方針の認識を共有するための打合わせを開催
- ・ 案件への着手から手口公表までの所要日数を大幅に短縮（平成 22 年度：57 日→試行時：37 日）。消費者安全法に基づく注意喚起に結びつけるなど法執行にも効果
- ・ 消費者政策検討会議を開催し、制度改正などについて検討

2) 人事的交流

- ・ 国民生活センターの協力を得て職員研修。大半が消費者目線を身につけるきっかけに。これまで 100 人程度が参加
- ・ プロパー職員がいないため、国民生活センターへの長期出向は困難

Ⅲ 消費者行政全体の在り方について、どうあるべきと考えるか。

新消費者庁と消費者委員会は「司令塔」を形成する車の両輪。霞ヶ関全体をみわたせば人的、予算面では各々小さな組織であり、国民生活センターも含め、消費者のための組織として、一体的に力を発揮していくことが必要。

1. 消費者委員会

- ・ 「消費者庁と連携し、各省庁に今後の取組みを明確にさせ、これを促す」という意味での監視機能の発揮をとくに期待
- ・ 「消費者政策検討会議」の検討が必要に応じ消費者委員会の審議へとつながることが有益であり、3 者の問題意識の共有に努める
- ・ 審議会については消費者庁自身も持つことが必要。消費者委員会の在り方の見直しの中で調整する必要がある

2. 消費者問題への総合力の発揮

- ・ 消費者目線の消費者行政の推進は、「消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政」への転換につながる
- ・ こうした方向に霞ヶ関全体を動かしていくためには、消費者庁、国民生活センター、消費者委員会が、消費者団体をはじめ広く消費者問題に関心を持つ人達の活動と連携して「総合力を発揮」することが重要
- ・ 消費者団体をはじめとする民間活動の発展、さらにナショナルセンターの形成を支援できる体制も重要